

議案第15号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月26日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「24,200円」を「27,000円」に改め、同項第2号中「29,100円」を「32,400円」に改め、同項第3号中「33,900円」を「37,800円」に改め、同項第4号中「43,600円」を「48,600円」に改め、同項第5号中「48,500円」を「54,000円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 64,800円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第3

8条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 70,200円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 81,000円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 97,200円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第1項に次の1号を加える。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 102,600円

第3条第2項から第5項までを削る。

第3条第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「21,800円」を「24,300円」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。